

## 平成29年度がん検診精度管理調査結果について

## 1 市町村 集団検診

	胃	大腸	肺	乳	子宮
山形市	C	C	C	C	C
米沢市	C	C	C	C	C
鶴岡市	C	C	C	C	C
酒田市	B	B	B	B	B
新庄市	C	C	C	C	C
寒河江市	C	C	C	B	C
上山市	B	B	B	B	B
村山市	C	C	C	C	C
長井市	B	B	B	B	C
天童市	C	B	C	C	C
東根市	C	C	C	C	C
尾花沢市	B	B	B	B	B
南陽市	B	B	B	B	B
山辺町	C	B	C	C	C
中山町	C	C	C	C	C
河北町	C	C	C	C	C
西川町	C	C	C	C	C
朝日町	C	C	C	C	C
大江町	C	C	C	C	C
大石田町	C	C	C	C	C

	胃	大腸	肺	乳	子宮
金山町	C	C	C	C	C
最上町	C	C	C	C	C
舟形町	C	C	C	C	C
真室川町	C	C	C	C	C
大蔵村	B	B	B	B	B
鮭川村	C	B	C	C	B
戸沢村	C	C	C	C	C
高島町	B	B	B	B	B
川西町	B	B	C	C	C
小国町	C	B	C	C	C
白鷹町	C	C	C	C	C
飯豊町	C	C	C	C	C
三川町	C	C	C	C	C
庄内町	C	C	C	C	C
遊佐町	C	C	C	C	C
A	0	0	0	0	0
B	8	12	7	8	7
C	27	23	28	27	28
D	0	0	0	0	0
E	0	0	0	0	0
F	0	0	0	0	0
計	35	35	35	35	35

## 評価基準

A	すべて満たしている
B	一部満たしていない(1~8項目満たしていない)
C	相当程度満たしていない(9~16項目満たしていない)
D	大きく逸脱している(17~24項目満たしていない)
E	さらに大きく逸脱している(25~32項目満たしていない)
F	きわめて大きく逸脱している(33項目以上満たしていない)

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
項目数	53	53	56	56	56

### 3 県

平成 29 年度調査（H28 年度の山形県生活習慣病検診等管理指導者協議会活動状況にかかる評価）

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
山形県	C	C	C	C	C

※ 平成 30 年度調査（H29 年度の活動状況）については、下記のとおり改善の見込

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
山形県	B	B	B	B	B

#### 評価基準

A	すべて満たしている
B	一部満たしていない(1～17 項目満たしていない)
C	相当程度満たしていない(18～35 項目満たしていない)
D	大きく逸脱している(35 項目以上満たしていない)

	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
項目数	97	97	96	100	101

市区町村	部	検査方法	検診力	質問1	質問2	質問3	喀痰検	問1-1	問1-2	問1-2-1	問1-3	問2-1	問2-2	問3-1	問3-2	問3-2-1	問4-1	問4-2	問4-3	問4-4	問4-5	問4-6	問5-1	問5-2	問5-3	問5-4	問5-5	
								対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しましたか	対象者全員に、個別に受診勧奨を行いましたか	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行いましたか	対象者数(推計でも可)を把握しましたか	個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しましたか	過去5年間の受診歴を記録していますか	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか	要精検者全員に対し、受診可能な精検名(医療機関名)の一覧を提示しましたか	上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精検機関には、あらかじめ精検結果の報告を依頼しましたか	精検方法及び、精検検査(治療)結果を把握しましたか	精密検査方法及び、精検検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精検機関への照会等により、結果を確認しましたか	個人毎の精密検査方法及び、精検検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精検機関が共有しましたか	過去5年間の精密検査方法及び、精検検査(治療)結果を記録していますか	精密検査未受診と精検結果未把握を定義に従って区別し、精検未受診者を特定しましたか	精密検査未受診者に精検検査の受診勧奨を行いましたか	がん検診結果や精検結果の最終報告(平成27年度地域保健・健康増進事業報告)を行いましたか	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるように、委託先(検診機関(医療機関)、医師会など)に報告を求めましたか	がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるように、委託先(検診機関(医療機関)、医師会など)に報告を求めましたか	精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めましたか	
山形市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	×	×	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米沢市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴岡市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	
酒田市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新庄市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
寒河江市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
上山市	肺	エックス線	集団	実施	D	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
村山市	肺	エックス線	集団	実施	D	実施	実施	○	○	○	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
長井市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	×	×	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
天童市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東根市	肺	エックス線	集団	実施	D	実施	実施	○	○	×	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾花沢市	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南陽市	肺	エックス線	集団	実施	G	実施	実施	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山辺町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中山町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
河北町	肺	エックス線	集団	実施	B	実施	実施	○	○	○	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
西川町	肺	エックス線	集団	実施	D	実施	実施	○	○	×	○	○	×	○	×	-	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
朝日町	肺	エックス線	集団	実施	D	実施	実施	○	○	×	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大江町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大石田町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
金山町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
最上町	肺	エックス線	集団	実施	B	実施	実施	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
舟形町	肺	エックス線	集団	実施	B	実施	実施	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
真室川町	肺	エックス線	集団	実施	B	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大蔵村	肺	エックス線	集団	実施	G	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鮭川村	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
戸沢村	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
高畠町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
川西町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小国町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
白鷹町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
飯豊町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	○	○	○	○	×	×	-	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
三川町	肺	エックス線	集団	実施	G	実施	実施	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
庄内町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	×	×	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遊佐町	肺	エックス線	集団	実施	A	実施	実施	○	○	×	○	○	○	×	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
								35	32	18	35	35	33	19	10	6	35	35	33	33	34	35	35	35	33	33	32	

市区町村	部	検査方法	問6-1	問6-1-1	問6-1-2	問6-2	問6-2-1	問6-2-2	問6-2-3	問7-1	問7-1-1	問7-1-2	問7-1-3	問8-1	問8-1-1	問8-1-2	問8-1-3	問9-1	問9-1-1	問9-1-2	問9-1-3
			委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか	仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか	検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しましたか	検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしましたか	「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしましたか	検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしましたか	上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしましたか	受診率を集計しましたか	受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	受診率を検診機関別に集計しましたか	受診率を検診受診歴別に集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	要精検率を集計しましたか	要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	要精検率を検診機関別に集計しましたか	要精検率を検診受診歴別に集計しましたか
山形市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
米沢市	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴岡市	肺	エックス線	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒田市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新庄市	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寒河江市	肺	エックス線	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
上山市	肺	エックス線	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村山市	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長井市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天童市	肺	エックス線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東根市	肺	エックス線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾花沢市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南陽市	肺	エックス線	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山辺町	肺	エックス線	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中山町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
河北町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
西川町	肺	エックス線	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
朝日町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
大江町	肺	エックス線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
大石田町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金山町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最上町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
舟形町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
真室川町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大蔵村	肺	エックス線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鮭川村	肺	エックス線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸沢村	肺	エックス線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
高畠町	肺	エックス線	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川西町	肺	エックス線	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小国町	肺	エックス線	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白鷹町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
飯豊町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三川町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄内町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
遊佐町	肺	エックス線	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			18	9	8	8	6	6	5	35	35	35	27	35	35	34	27	35	35	35	27

市区町村	部	検査方法	問10-1	問10-1-1	問10-1-2	問10-1-3	問10-2	問11-1	問11-1-1	問11-1-2	問11-1-3	問12-1	問12-1-1	問12-1-2	問12-1-3	問13-1	問13-1-1	問13-1-2	問13-1-3
			精検受診率を集計しましたか	精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	精検受診率を検診機関別に集計しましたか	精検受診率を検診受診歴別に集計しましたか	精検未受診率を集計しましたか	がん発見率を集計しましたか	がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	がん発見率を検診機関別に集計しましたか	がん発見率を検診受診歴別に集計しましたか	陽性反応適中度を集計しましたか	陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	陽性反応適中度を検診受診歴別に集計しましたか	早期がん割合を集計しましたか	早期がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しましたか	早期がん割合を検診機関別に集計しましたか	早期がん割合を検診受診歴別に集計しましたか
山形市	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
米沢市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴岡市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒田市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
新庄市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
寒河江市	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
上山市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村山市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
長井市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
天童市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東根市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
尾花沢市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
南陽市	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山辺町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
中山町	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
河北町	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
西川町	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
朝日町	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
大江町	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
大石田町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
金山町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
最上町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
舟形町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
真室川町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
大蔵村	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
鮭川村	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
戸沢村	肺	エックス線	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×
高畠町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
川西町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
小国町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
白鷹町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
飯豊町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
三川町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
庄内町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
遊佐町	肺	エックス線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
			35	35	35	27	35	35	35	35	29	35	35	35	32	35	35	35	5

平成28年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査1 精度管理指標の把握状況に関する調査

1. 受診者の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
1	(1) 平成28年度の対象者数（推計を含む）を把握しましたか （胃がん検診では、胃部内視鏡/胃エックス線検査両方の対象者数を把握した場合のみ○）	×	×	×	×	×
2	(2) 平成27年度の受診者数を把握しましたか	○	○	○	○	○
3	(2-1) 平成27年度の受診者数（率）を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
4	(2-2) 平成27年度の受診者数（率）を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
5	(2-3) 平成27年度の受診者数を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
6	(2-4) 平成27年度の受診者数を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×

2. 要精検率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
7	(1) 平成27年度の要精検率を把握しましたか	○	○	○	○	○
8	(1-1) 平成27年度の要精検率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
9	(1-2) 平成27年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
10	(1-3) 平成27年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
11	(1-4) 平成27年度の要精検率を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×

3. 精検受診率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
12	(1) 平成27年度の精検受診率を把握しましたか	○	○	○	○	○
13	(1-1) 平成27年度の精検受診率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
14	(1-2) 平成27年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
15	(1-3) 平成27年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
16	(1-4) 平成27年度の精検受診率を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×
17	(2) 平成27年度の精検未把握率を把握しましたか 解説：未把握は、精検受診の有無が分からないもの、及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からないもの全て	×	×	×	×	×

4. 精密検査結果の把握 肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
18	(1) 平成27年度のがん発見率を把握しましたか	○	○	○	○	○
19	(1-1) 平成27年度のがん発見率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
20	(1-2) 平成27年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
21	(1-3) 平成27年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
22	(1-4) 平成27年度のがん発見率を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×
23	(1-5) 平成27年度のがん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
24	(2) 平成27年度の原発がんに対する早期がん割合を把握しましたか 解説：肺がんでは、臨床病期Ⅰ期がん割合、乳がんでは臨床病期Ⅰ期までのがん割合	×	×	×	×	△
25	(2-1) 平成27年度の早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しましたか	×	×	×	×	△
26	(2-2) 平成27年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか	×	×	×	×	△
27	(2-3) 平成27年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか	×	×	×	×	△
28	(2-4) 平成27年度の早期がん割合を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	△
29	(2-5) 平成27年度の早期がん割合を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	×	△
30	(3) 平成27年度の粘膜内がん（胃がん、大腸がん）・非浸潤がん（乳がん）を区別しましたか	○	○	△	×	△
31	(4) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を区分毎に集計しましたか 解説：病変は①～④の区分毎に分けて集計すること ① CIN3または上皮内腺がん(AIS)の数 ② CIN2の数 ③ CIN1の数 ④ 腺異形成の数	△	△	△	△	○
32	(4-1) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
33	(4-2) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
34	(4-3) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
35	(4-4) （子宮頸がん検診）平成27年度の上皮内病変（CINなど）数を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	△	△	△	△	×
36	(5) （子宮頸がん検診）平成27年度の発見がんに対する微小浸潤がん割合を把握しましたか 解説：微小浸潤がんは病期Ⅰa1及びⅠa2期のもの	△	△	△	△	○
37	(5-1) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
38	(5-2) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
39	(5-3) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
40	(5-4) （子宮頸がん検診）平成27年度の微小浸潤がん割合を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	△	△	△	△	×
41	(6) 平成27年度の陽性反応適中度を把握しましたか	○	○	○	○	○
42	(6-1) 平成27年度の陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
43	(6-2) 平成27年度の陽性反応適中度を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
44	(6-3) 平成27年度の陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
45	(6-4) 平成27年度の陽性反応適中度を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×
46	(6-5) 平成27年度の陽性反応適中度を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
47	(7) 平成27年度の発見がんについて追跡調査を実施しましたか	○	○	○	○	×
48	(7-1) 平成27年度の発見がんの追跡所見・病理所見について把握しましたか	○	○	○	○	×
49	(7-2) 平成27年度の発見がんの予後調査（生存率・死亡率の分析など）を実施しましたか 解説：この項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県も多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である	×	×	×	×	×

5. 偽陰性例（がん）の把握 <b>検診の実施年度は問いません</b>		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下の項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県が多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である						
50	(1) (受診者の追跡調査や地域がん登録等により) 検診受診後の偽陰性例を把握しましたか 解説: 検診受診時には陰性であったが、その後次の検診までに、検診以外で発見されたがん(基本的には1年未満に発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年未満に発見された乳がん・子宮頸がん)	×	×	×	×	×
51	(2) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しましたか	×	×	×	×	×
52	(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年以上経過してから発見された乳がん、子宮頸がんを把握しましたか 解説: 住民検診受診後、規定された次の検診(基本的には、胃・大腸・肺がん検診は1年後、乳・子宮頸がん検診は2年後)を受けずに、検診以外で発見されたがん	×	×	×	×	×

6. 不利益の調査 <b>検診の実施年度は問いません</b>		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下4項目は次のような方法によって把握が可能である						
<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「偶発症の有無別人数」欄に全ての市区町村のデータを集計している</li> <li>「主要な医療機関(検診や、精密検査を担当する機関)に、検診対象者の検査・治療における偶発症を報告してもらうための依頼文書注2)を送付し、その後報告されたものを集計している</li> </ul>						
53	(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しましたか 解説: 検査あるいは治療での偶発症によるもの。ただし、原疾患の悪化によるものは除く	○	×	×	×	×
54	(2) 精密検査による偶発症を把握しましたか	×	×	×	×	×
55	(2-1) 消化管穿孔例(胃がん)、腸管穿孔例(大腸がん)、精密検査に伴う気胸や感染症(肺がん)、治療が必要な中等度以上の出血例(乳がん・子宮頸がん)を把握しましたか	×	×	×	×	×
56	(2-2) その他の重要な偶発症を把握しましたか 解説: 入院治療を要するもの(例:前投薬起因性ショック、輸血や手術を要する程度の消化管出血、腹膜炎(胃がん、大腸がん)、経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血(肺がん)、検査後の骨盤内感染症(子宮頸がん)、穿刺吸引細胞診や針生検による感染症(乳がん)等)	×	×	×	×	×

注1) 初回受診者及び非初回受診者等の受診歴別: 初回受診者の定義は、過去3年に受診歴がない者(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)、前年に受診歴がない者(肺がん)

注2) 依頼文書の雛型は「自治体のためのがん検診精度管理支援のページ」<http://nxc.jp/nccscr-commu/>に掲載しています

平成28年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査2 事業評価の実施状況に関する調査

7. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
57	(1) がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等の、がん検診に係わる専門家によって構成されています 解説：全ての関係者が揃っているのが望ましいが、少なくとも医師会の参加が無い場合は×とする	○	○	○	○	○
58	(2) がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、精密検査機関等と調整を行っていましたか	○	○	○	○	○
59	(3) 平成28年度のがん部会を開催しましたか	○	○	○	○	○
60	(4) 年に1回以上、定期的な生活習慣病検診等従事者講習会を開催しましたか 解説：生活習慣病検診等管理指導協議会から委託を受けて外部の機関(例：対がん協会支部など)が行っている場合は○とする	○	○	○	○	○

8. 事業評価に関する検討 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
61	(1) チェックリスト（平成27年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	×	×	×	×	×
62	(1a) (1)はがん部会として実施しましたか (1)が×の場合は回答不要です					
63	(1-1) 個々の市区町村のチェックリスト（平成27年度検診分）について把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
64	(1-1a) (1-1)はがん部会として実施しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です	×	×	×	×	×
65	(1-2) 個々の検診機関のチェックリスト（平成27年度検診分）について把握・検討しましたか	×	×	×	×	×
66	(1-2a) (1-2)はがん部会として実施しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です					
67	(1-3) 都道府県のチェックリスト（平成27年度検診分）について、把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
68	(1-3a) (1-3)はがん部会として実施しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	×	×	×	×	×
69	(2) 要精検率等のプロセス指標（平成27年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	○	○	○	○	○
70	(2a) (2)はがん部会として実施しましたか (2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
71	(2-1) プロセス指標（平成27年度検診分）について、全国数値との比較や、各市区町村間、検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
72	(2-1a) (2-1)はがん部会として実施しましたか (2-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
73	(2-1-1) 市区町村のプロセス指標（平成27年度検診分）について、各市区町村間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
74	(2-1-1a) (2-1-1)はがん部会として実施しましたか (2-1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
75	(2-1-2) 検診機関のプロセス指標（平成27年度検診分）について、各検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
76	(2-1-2a) (2-1-2)はがん部会として実施しましたか (2-1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
77	(2-2) プロセス指標（平成27年度検診分）において問題が認められた市区町村から、聞き取り調査等を実施しましたか <sup>注3)</sup>	○	○	○	○	○
78	(2-3) プロセス指標（平成27年度検診分）において問題が認められた検診機関から、聞き取り調査等を実施しましたか <sup>注3)</sup>	○	○	○	○	○
79	(3) チェックリスト（平成27年度検診分）やプロセス指標（平成27年度検診分）において問題が認められた検診機関に対して、実地による調査・指導等を実施しましたか <sup>注3)</sup> 解説：聞き取り調査だけで十分改善が期待できる場合には、(十分な改善が期待できない場合に実地調査・指導を行う体制ができていれば)実際に実地調査・指導を行ってなくても○とする	○	○	○	○	○
80	(4) 実地調査等により不適正な検診機関が認められた場合には、市区町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しましたか <sup>注3)</sup>	対象無し	対象無し	対象無し	対象無し	対象無し

注3) 該当する市区町村、検診機関がなかった場合は「対象なし」

9. 事業評価の結果に基づく指導・助言 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
81	(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しましたか	×	○	△	×	×
82	(1-1) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市区町村や検診機関に配布しましたか	×	×	×	×	×
83	(1-2) 事業評価の結果について、市区町村や検診機関に対する説明会を開催しましたか	△	△	△	△	△
84	(2) 事業評価の結果に基づき、市区町村や検診機関に対して個別の指導・助言を実施しましたか <sup>注4)</sup>	対象無し	○	○	対象無し	対象無し
85	(2-1) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup>	×	×	×	×	×
86	(2-2) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup> 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	×	×	×	×	×
87	(2-3) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup>	×	×	×	×	×
88	(2-4) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup> 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	×	×	×	×	×

注4) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため指導、助言を実施しなかった場合は「対象なし」

10. 事業評価の結果の公表 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
89	(1) 何らかの事業評価の結果を、個別の市区町村や検診機関の状況も含めてホームページで公表しましたか 解説： 協議会や、都道府県内部での検討の議事録や、事業評価のために使用した資料の一部など、何らかの内容が公表されていれば○とする	○	○	○	○	○
90	(1a) 上記(1) はがん部会として公表しましたか (1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
91	(1-1) 市区町村のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	×	×	×	×	×
92	(1-1a) 上記(1-1) はがん部会として公表しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です					
93	(1-2) 検診機関のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	×	×	×	×	×
94	(1-2a) 上記(1-2) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です					
95	(1-2b) 上記(1-2) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です					
96	(1-3) 市区町村のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
97	(1-3a) 上記(1-3) はがん部会として公表しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
98	(1-4) 検診機関のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	○	○	○	○	○
99	(1-4a) 上記(1-4) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
100	(1-4b) 上記(1-4) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
101	(1-5) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の市区町村名は必須です)	×	×	×	×	×
102	(1-5a) 上記(1-5) はがん部会として公表しましたか (1-5)が×の場合は回答不要です					
103	(1-6) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の検診機関名は必須です)	×	×	×	×	×
104	(1-6a) 上記(1-6) はがん部会として公表しましたか (1-6)が×の場合は回答不要です					
105	(1-7) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の市区町村名は必須です)	×	×	×	×	×
106	(1-7a) 上記(1-7) はがん部会として公表しましたか (1-7)が×の場合は回答不要です					
107	(1-8) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の検診機関名は必須です)	×	×	×	×	×
108	(1-8a) 上記(1-8) はがん部会として公表しましたか (1-8)が×の場合は回答不要です					
109	(1-9) 都道府県チェックリストの遵守状況をホームページで公表しましたか	×	×	×	×	×
110	(1-9a) 上記(1-9) はがん部会として公表しましたか (1-9)が×の場合は回答不要です					

注5) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため公表しなかった場合は「対象なし」

平成29年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査1 精度管理指標の把握状況に関する調査

1. 受診者の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
1	(1) 平成29年度の対象者数（推計を含む）を把握しましたか （胃がん検診では、胃部内視鏡/胃エックス線検査両方の対象者数を把握した場合のみ○）	○	○	○	○	○
2	(2) 平成28年度の受診者数を把握しましたか	○	○	○	○	○
3	(2-1) 平成28年度の受診者数（率）を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
4	(2-2) 平成28年度の受診者数（率）を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
5	(2-3) 平成28年度の受診者数を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
6	(2-4) 平成28年度の受診者数を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×

2. 要精検率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
7	(1) 平成28年度の要精検率を把握しましたか	○	○	○	○	○
8	(1-1) 平成28年度の要精検率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
9	(1-2) 平成28年度の要精検率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
10	(1-3) 平成28年度の要精検率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
11	(1-4) 平成28年度の要精検率を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×

3. 精検受診率の把握		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		集団	集団	集団	集団	集団
12	(1) 平成28年度の精検受診率を把握しましたか	○	○	○	○	○
13	(1-1) 平成28年度の精検受診率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
14	(1-2) 平成28年度の精検受診率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
15	(1-3) 平成28年度の精検受診率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
16	(1-4) 平成28年度の精検受診率を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×
17	(2) 平成28年度の精検未把握率を把握しましたか 解説：未把握は、精検受診の有無が分からないもの、及び(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からないもの全て	×	×	×	×	×

4. 精密検査結果の把握 肺がん検診では、全項目で「胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者」別に把握・集計できていれば○		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
18	(1) 平成28年度のがん発見率を把握しましたか	○	○	○	○	○
19	(1-1) 平成28年度のがん発見率を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
20	(1-2) 平成28年度のがん発見率を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
21	(1-3) 平成28年度のがん発見率を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
22	(1-4) 平成28年度のがん発見率を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×
23	(1-5) 平成28年度のがん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
24	(2) 平成28年度の原発がんに対する早期がん割合を把握しましたか 解説：肺がんでは、臨床病期Ⅰ期がん割合、乳がんでは臨床病期Ⅰ期までのがん割合	○	○	○	○	△
25	(2-1) 平成28年度の早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	△
26	(2-2) 平成28年度の早期がん割合を市区町村別に集計しましたか	×	×	×	×	△
27	(2-3) 平成28年度の早期がん割合を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	△
28	(2-4) 平成28年度の早期がん割合を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	△
29	(2-5) 平成28年度の早期がん割合を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	△	△
30	(3) 平成28年度の粘膜内がん（胃がん、大腸がん）・非浸潤がん（乳がん）を区別しましたか	○	○	△	○	△
31	(4) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を区分毎に集計しましたか 解説：病変は①～④の区分毎に分けて集計すること ① CIN3または上皮内腺がん(AIS)の数 ② CIN2の数 ③ CIN1の数 ④ 腺異形成の数	△	△	△	△	○
32	(4-1) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
33	(4-2) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
34	(4-3) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
35	(4-4) （子宮頸がん検診）平成28年度の上皮内病変（CINなど）数を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	△	△	△	△	×
36	(5) （子宮頸がん検診）平成28年度の発見がんに対する微小浸潤がん割合を把握しましたか 解説：微小浸潤がんは病期Ⅰa1及びⅠa2期のもの	△	△	△	△	○
37	(5-1) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を年齢階級別に集計しましたか	△	△	△	△	○
38	(5-2) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を市区町村別に集計しましたか	△	△	△	△	○
39	(5-3) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を検診機関別に集計しましたか	△	△	△	△	○
40	(5-4) （子宮頸がん検診）平成28年度の微小浸潤がん割合を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	△	△	△	△	×
41	(6) 平成28年度の陽性反応適中度を把握しましたか	○	○	○	○	○
42	(6-1) 平成28年度の陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しましたか	○	○	○	○	○
43	(6-2) 平成28年度の陽性反応適中度を市区町村別に集計しましたか	○	○	○	○	○
44	(6-3) 平成28年度の陽性反応適中度を検診機関別に集計しましたか	○	○	○	○	○
45	(6-4) 平成28年度の陽性反応適中度を検診受診歴別 <sup>注1)</sup> に集計しましたか	×	×	×	×	×
46	(6-5) 平成28年度の陽性反応適中度を検診方法別（マンモグラフィ単独/視触診・マンモグラフィ併用）に集計しましたか	△	△	△	○	△
47	(7) 平成28年度の発見がんについて追跡調査を実施しましたか	○	○	○	○	×
48	(7-1) 平成28年度の発見がんの追跡所見・病理所見について把握しましたか	○	○	○	○	×
49	(7-2) 平成28年度の発見がんの予後調査（生存率・死亡率の分析など）を実施しましたか 解説：この項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県も多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である	×	×	×	×	×

5. 偽陰性例（がん）の把握 検診の実施年度は問いません		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下の項目は、現在のがん部会の体制では容易でない都道府県が多いが、がん検診の精度管理という点から言えば本来は必要である						
50	(1) (受診者の追跡調査や地域がん登録等により) 検診受診後の偽陰性例を把握しましたか 解説: 検診受診時には陰性であったが、その後次回の検診までに、検診以外で発見されたがん(基本的には1年未満に発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年未満に発見された乳がん・子宮頸がん)	×	×	×	×	×
51	(2) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しましたか	×	×	×	×	×
52	(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された胃がん・大腸がん・肺がん、2年以上経過してから発見された乳がん、子宮頸がんを把握しましたか 解説: 住民検診受診後、規定された次回の検診(基本的には、胃・大腸・肺がん検診は1年後、乳・子宮頸がん検診は2年後)を受けずに、検診以外で発見されたがん	×	×	×	×	×

6. 不利益の調査 検診の実施年度は問いません		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
以下4項目は次のような方法によって把握が可能である						
<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の「偶発症の有無別人数」欄に全ての市区町村のデータを集計している</li> <li>「主要な医療機関(検診や、精密検査を担当する機関)に、検診対象者の検査・治療における偶発症を報告してもらうための依頼文書注2)を送付し、その後報告されたものを集計している</li> </ul>						
53	(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しましたか 解説: 検査あるいは治療での偶発症によるもの。ただし、原疾患の悪化によるものは除く	×	×	×	×	×
54	(2) 精密検査による偶発症を把握しましたか	×	×	×	×	×
55	(2-1) 消化管穿孔例(胃がん)、腸管穿孔例(大腸がん)、精密検査に伴う気胸や感染症(肺がん)、治療が必要な中等度以上の出血例(乳がん・子宮頸がん)を把握しましたか	×	×	×	×	×
56	(2-2) その他の重要な偶発症を把握しましたか 解説: 入院治療を要するもの(例:前投薬起因性ショック、輸血や手術を要する程度の消化管出血、腹膜炎(胃がん、大腸がん)、経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血(肺がん)、検査後の骨盤内感染症(子宮頸がん)、穿刺吸引細胞診や針生検による感染症(乳がん)等)	×	×	×	×	×

注1) 初回受診者及び非初回受診者等の受診歴別: 初回受診者の定義は、過去3年に受診歴がない者(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん)、前年に受診歴がない者(肺がん)

注2) 依頼文書の雛型は「自治体のためのがん検診精度管理支援のページ」<http://nxc.jp/nccscr-commu/>に掲載しています

平成29年度 都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会（各がん部会）の活動状況調査

調査2 事業評価の実施状況に関する調査

7. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営 (平成29年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
57	(1) がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等の、がん検診に係わる専門家によって構成されています 解説：全ての関係者が揃っているのが望ましいが、少なくとも医師会の参加が無い場合は×とする	○	○	○	○	○
58	(2) がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、精密検査機関等と調整を行っていましたか	○	○	○	○	○
59	(3) 平成29年度のがん部会を開催しましたか	○	○	○	○	○
60	(4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会を開催しましたか 解説：生活習慣病検診等管理指導協議会から委託を受けて外部の機関(例：対がん協会支部など)が行っている場合は○とする	○	○	○	○	○

8. 事業評価に関する検討 (平成29年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
61	(1) チェックリスト（平成28年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	○	○	○	○	○
62	(1a) (1)はがん部会として実施しましたか (1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
63	(1-1) 個々の市区町村のチェックリスト（平成28年度検診分）について把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
64	(1-1a) (1-1)はがん部会として実施しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
65	(1-2) 個々の検診機関のチェックリスト（平成28年度検診分）について把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
66	(1-2a) (1-2)はがん部会として実施しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
67	(1-3) 都道府県のチェックリスト（平成28年度検診分）について、把握・検討しましたか	○	○	○	○	○
68	(1-3a) (1-3)はがん部会として実施しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
69	(2) 要精検率等のプロセス指標（平成28年度検診分）に基づく検討を実施しましたか	○	○	○	○	○
70	(2a) (2)はがん部会として実施しましたか (2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
71	(2-1) プロセス指標（平成28年度検診分）について、全国数値との比較や、各市区町村間、検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
72	(2-1a) (2-1)はがん部会として実施しましたか (2-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
73	(2-1-1) 市区町村のプロセス指標（平成28年度検診分）について、各市区町村間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
74	(2-1-1a) (2-1-1)はがん部会として実施しましたか (2-1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
75	(2-1-2) 検診機関のプロセス指標（平成28年度検診分）について、各検診機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しましたか	○	○	○	○	○
76	(2-1-2a) (2-1-2)はがん部会として実施しましたか (2-1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
77	(2-2) プロセス指標（平成28年度検診分）において問題が認められた市区町村から、聞き取り調査等を実施しましたか <sup>注3)</sup>	○	○	○	○	○
78	(2-3) プロセス指標（平成28年度検診分）において問題が認められた検診機関から、聞き取り調査等を実施しましたか <sup>注3)</sup>	○	○	○	○	○
79	(3) チェックリスト（平成28年度検診分）やプロセス指標（平成28年度検診分）において問題が認められた検診機関に対して、実地による調査・指導等を実施しましたか <sup>注3)</sup> 解説：聞き取り調査だけで十分改善が期待できる場合には、(十分な改善が期待できない場合に実地調査・指導を行う体制ができていれば)実際に実地調査・指導を行ってなくても○とする	○	○	○	○	○
80	(4) 実地調査等により不適正な検診機関が認められた場合には、市区町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しましたか <sup>注3)</sup>	○	○	○	○	○

注3) 該当する市区町村、検診機関がなかった場合は「対象なし」

9. 事業評価の結果に基づく指導・助言 (平成28年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
81	(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しましたか	○	○	○	○	○
82	(1-1) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市区町村や検診機関に配布しましたか	○	○	○	○	○
83	(1-2) 事業評価の結果について、市区町村や検診機関に対する説明会を開催しましたか	○	○	○	○	○
84	(2) 事業評価の結果に基づき、市区町村や検診機関に対して個別の指導・助言を実施しましたか <sup>注4)</sup>	○	○	○	○	○
85	(2-1) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup>	○	○	○	○	○
86	(2-2) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup> 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	○	○	○	○	○
87	(2-3) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup>	○	○	○	○	○
88	(2-4) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関への指導、助言を実施しましたか <sup>注4)</sup> 解説： 個別検診受託医療機関に関しては、市区町村を介して検診機関に指導が行われていれば○とする(市区町村の指導内容を必ず確認すること)	○	○	○	○	○

注4) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため指導、助言を実施しなかった場合は「対象なし」

10. 事業評価の結果の公表 (平成29年度に実施されたことに基づいて回答)		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
		集団	集団	集団	集団	集団
89	(1) 何らかの事業評価の結果を、個別の市区町村や検診機関の状況も含めてホームページで公表しましたか 解説： 協議会や、都道府県内部での検討の議事録や、事業評価のために使用した資料の一部など、何らかの内容が公表されていれば○とする	○	○	○	○	○
90	(1a) 上記(1) はがん部会として公表しましたか (1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
91	(1-1) 市区町村のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
92	(1-1a) 上記(1-1) はがん部会として公表しましたか (1-1)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
93	(1-2) 検診機関のチェックリスト遵守状況をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	○	○	○	○	○
94	(1-2a) 上記(1-2) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
95	(1-2b) 上記(1-2) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-2)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
96	(1-3) 市区町村のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
97	(1-3a) 上記(1-3) はがん部会として公表しましたか (1-3)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
98	(1-4) 検診機関のプロセス指標数値をホームページで公表しましたか(検診機関名の有無は問いません)	○	○	○	○	○
99	(1-4a) 上記(1-4) は全ての検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
100	(1-4b) 上記(1-4) はがん部会として、検診機関名を付けて公表しましたか (1-4)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
101	(1-5) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
102	(1-5a) 上記(1-5) はがん部会として公表しましたか (1-5)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
103	(1-6) チェックリスト遵守度調査で、貴都道府県が設定した評価基準以下の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の検診機関名は必須です)	○	○	○	○	○
104	(1-6a) 上記(1-6) はがん部会として公表しましたか (1-6)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
105	(1-7) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の市区町村に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の市区町村名は必須です)	○	○	○	○	○
106	(1-7a) 上記(1-7) はがん部会として公表しましたか (1-7)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
107	(1-8) 精検受診率が国の許容値以下(乳がんが80%未満、その他は70%未満)の検診機関に対する改善指導内容をホームページで公表しましたか <sup>注5)</sup> (指導先の検診機関名は必須です)	○	○	○	○	○
108	(1-8a) 上記(1-8) はがん部会として公表しましたか (1-8)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○
109	(1-9) 都道府県チェックリストの遵守状況をホームページで公表しましたか	○	○	○	○	○
110	(1-9a) 上記(1-9) はがん部会として公表しましたか (1-9)が×の場合は回答不要です	○	○	○	○	○

注5) 指導対象の市区町村、検診機関がなかったため公表しなかった場合は「対象なし」

## 山形県健康診査実施要領の改正について（素案）

## 1 山形県健康診査実施要領の改正概要

以下の8項目を改正する。

No.	項目	改正内容（案）
1	2 胃がん検診(4)実施体制 ア 胃部エックス線検査	撮影枚数を「8枚」と修正
2	3 子宮がん検診 (3) 検診間隔	「なお、検診体制が整備され、実施可能な場合にはついては年1回検診を実施することが望ましい」を削除
3	4 肺がん検診 (4) 結果の通知等	「28日以内」と修正
4	7 総合健診 (1) 対象者	「節目検診として実施する」と修正
5	二 実施手続きについて 1 (2) 医師の届出 2 実施計画の策定について	現状に合わせて見直し ・医師の届出のかかる規定を削除 ・保健所に実施計画書を提出する規定を削除
6	別紙1 判定基準	e-GFR、non-HDL コレステロールの基準値を追加。 眼底に改変Davisを追加
7	回報書	糖尿病等の回報書を追加 また、健診結果連絡票と回報書を左右に1枚とし、様式番号等を整理
8	主治医あて連絡票	「連絡票の交付に当たっては、受診者本人にその内容が知れないように留意する」を削除

## 2 がん検診にかかる報告

「山形県健康診査実施要領による報告」と「地域保健・健康増進事業報告」の一本化

第7次山形県保健医療計画地域編で「山形県健康診査実施要領」による集計結果を数値目標としていることや市町村からの意見を踏まえ、地域保健・健康増進事業報告への1本化については今回見送る。

第8次山形県保健医療計画がスタートする平成36年度(平成35年度実績報告)からすることとし、それに合わせて回報書など必要な様式も見直す。

[見直しのスケジュール（案）]

平成33年度まで	関係者と相談の上県側の修正案を検討
平成34年度	○県医師会の各種がん検診委員会や山形県生活習慣病健診等管理指導協議会での検討 ○結果を市町村や検診機関等に通知
平成35年度	検診機関や市町村等で必要なシステム改修 (県では第8次保健医療計画策定年)
平成36年度	地域保健・健康増進事業報告への一本化スタート

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p style="text-align: center;">山 形 県 健 康 診 査 実 施 要 領</p> <p>昭和62年 8月 5日制定                      平成 元年12月27日一部改正                      平成 3年 1月10日一部改正                      平成 4年 6月25日一部改正                      平成 6年10月17日一部改正                      平成 7年12月15日一部改正                      平成 9年 4月 1日一部改正                      平成10年 1月21日一部改正                      平成10年 4月 1日一部改正                      平成12年 4月 1日一部改正                      平成13年 4月 1日一部改正                      平成14年 4月 1日一部改正                      平成14年 7月 1日一部改正                      平成15年 4月 1日一部改正                      平成16年 4月 1日一部改正                      平成17年 4月 1日一部改正                      平成18年 4月 1日一部改正                      平成19年 5月25日一部改正                      平成20年 5月22日一部改正                      平成21年12月 7日一部改正                      平成24年11月 8日一部改正                      平成25年 3月12日一部改正                      平成25年 4月 1日一部改正                      平成26年12月 9日一部改正                      平成28年 4月 1日一部改正                      平成29年 4月 1日一部改正</p>	<p style="text-align: center;">山 形 県 健 康 診 査 実 施 要 領</p> <p>昭和62年8月5日制定                      平成元年12月27日一部改正                      平成3年 1月10日一部改正                      平成4年 6月25日一部改正                      平成6年10月17日一部改正                      平成7年12月15日一部改正                      平成9年 4月 1日一部改正                      平成10年1月21日一部改正                      平成10年 4月 1日一部改正                      平成12年 4月 1日一部改正                      平成13年 4月 1日一部改正                      平成14年 4月 1日一部改正                      平成14年 7月 1日一部改正                      平成15年 4月 1日一部改正                      平成16年 4月 1日一部改正                      平成17年 4月 1日一部改正                      平成18年 4月 1日一部改正                      平成19年 5月25日一部改正                      平成20年 5月22日一部改正                      平成21年12月 7日一部改正                      平成24年11月 8日一部改正                      平成25年 3月12日一部改正                      平成25年 4月 1日一部改正                      平成26年12月 9日一部改正                      平成28年 4月 1日一部改正                      平成29年 4月 1日一部改正                      平成30年 月 日一部改正</p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）並びに健康増進法に基づくがん検診（以下「がん検診」という。）の実施に当たっ</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）並びに健康増進法に基づくがん検診（以下「がん検診」という。）の実施に当たって</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>ては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)、<u>「健康増進事業実施要領」</u>(平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。<u>「以下「厚生労働省実施要領」という。」</u>)並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。)によるほか、この要領によるものとする。</p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>1 特定健診</p> <p>特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。</p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。</p> <p>ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は別表5を参考にする。</p> <p>イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。</p> <p>市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>ア 胃部エックス線検査</p> <p>撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低7枚とする。</p> <p>イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検</p>	<p>は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)、<u>「健康増進事業実施要領」</u>(平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。(以下「厚生労働省実施要領」という。))並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。)によるほか、この要領によるものとする。</p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>1 特定健診</p> <p>特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。</p> <p><u>また、「山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラム」(平成29年12月20日健長第1197号健康福祉部長通知)による糖尿病及び慢性腎臓病に関する受診勧奨値該当者について、保険者は連絡票及び精密検査回報書(別記様式第1号を参考とする。以下「回報書」という。)を交付し、精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し保険者に通知する。</u></p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。</p> <p>ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は別表1を参考にする。</p> <p>イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。</p> <p>市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>ア 胃部エックス線検査</p> <p>撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低8枚とする。</p> <p>イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>診マニュアルを参考に行うこと。</p> <p>(5) 指導区分</p> <p>ア 異常なし</p> <p>イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患 (なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする)</p> <p>ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ</p> <p>(6) 結果の通知等</p> <p>ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別記様式第2号を参考にする。以下、「連名簿」という。)により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(7) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第4号を参考にする。以下、「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(8) 胃がん予防に関する健康教育の実施 市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>3 子宮がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診 問診項目は別表6を参考とする。</p> <p>イ 視診及び双合診</p> <p>ウ 子宮頸部細胞診</p> <p>エ 子宮体部細胞診(子宮内膜細胞診)</p>	<p>マニュアルを参考に行うこと。</p> <p>(5) 指導区分</p> <p>ア 異常なし</p> <p>イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患 (なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする)</p> <p>ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ</p> <p>(6) 結果の通知等</p> <p>ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別記様式第2号を参考にする。以下「連名簿」という。)により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(7) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第3号を参考にする。以下「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(8) 胃がん予防に関する健康教育の実施 市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>3 子宮がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診 問診項目は別表2を参考とする。</p> <p>イ 視診及び双合診</p> <p>ウ 子宮頸部細胞診</p> <p>エ 子宮体部細胞診(子宮内膜細胞診)</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>問診の結果、最近6か月以内に、</p> <p>①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）</p> <p>②月経異常（過多月経、不規則月経等）</p> <p>③褐色帯下</p> <p>のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。<u>なお、検診体制が整備され、実施可能な場合については年1回検診を実施することが望ましい。</u></p> <p>(4) 判定及び指導区分</p> <p>検診結果の判定及び指導区分は別表7及び別表8により行う。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>ア 集団検診方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第5号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第6号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第7号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施</p> <p>市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。</p> <p>4 肺がん検診</p>	<p>問診の結果、最近6か月以内に、</p> <p>①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等）</p> <p>②月経異常（過多月経、不規則月経等）</p> <p>③褐色帯下</p> <p>のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 判定及び指導区分</p> <p>検診結果の判定及び指導区分は別表3及び別表4により行う。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>ア 集団検診方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第4号を参考にする。以下「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第5号を参考にする。以下「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第5号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施</p> <p>市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。</p> <p>4 肺がん検診</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 質問 質問項目は、別表9を参考とする。</p> <p>イ 胸部エックス線写真の読影 胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。 ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを用いることが望ましい。</p> <p>(ア) 二重読影 十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は別表10によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>(イ) 比較読影 過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は別表10によって行う。</p> <p>ウ 喀痰細胞診</p> <p>(ア) 対象者 質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日の本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む)。</p> <p>(イ) 検査方法 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、別表11によって行う。</p> <p>(3) 指導区分 質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。</p> <p>ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。</p> <p>イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。</p> <p>(4) 結果の通知等 検診実施機関の長は、検診実施後30日以内に肺がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別</p>	<p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 質問 質問項目は、別表5を参考とする。</p> <p>イ 胸部エックス線写真の読影 胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。 ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものを用いることが望ましい。</p> <p>(ア) 二重読影 十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は別表6によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>(イ) 比較読影 過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は別表6によって行う。</p> <p>ウ 喀痰細胞診</p> <p>(ア) 対象者 質問の結果、原則として50以上で喫煙指数(1日の本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む)。</p> <p>(イ) 検査方法 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、別表7によって行う。</p> <p>(3) 指導区分 質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。</p> <p>ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。</p> <p>イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。</p> <p>(4) 結果の通知等 検診実施機関の長は、検診実施後28日以内に肺がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>記様式第8号を参考にする。)により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第9号を参考にする。以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第10号を参考にする。以下、「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、別表12を参考とする。</p> <p>イ 乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)</p> <p>40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。</p> <p>50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。</p> <p>ウ 視診及び触診(以下「視触診」という。)</p> <p>推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 指導区分</p> <p>乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票(別記様式第11号を参考にする。)</p>	<p>記様式第6号を参考にする。)により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第7号を参考にする。以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第7号を参考にする。以下「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、別表8を参考とする。</p> <p>イ 乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)</p> <p>40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。</p> <p>50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。</p> <p>ウ 視診及び触診(以下「視触診」という。)</p> <p>推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 指導区分</p> <p>乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票(別記様式第8号を参考にする。)</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>る。以下、「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第12号を参考にする。以下、「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第13号を参考にする。以下、「<u>回報書</u>」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、<u>別表13</u>を参考とする。</p> <p>イ 便潜血検査</p> <p>免疫便潜血検査2日法とする。</p> <p>(3) 指導区分</p> <p>大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。</p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票(別記様式第14号を参考にする。以下、「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第15号を参考にする。以下、「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第16号を参考にする。以下、「<u>回報書</u>」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>	<p>等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第9号を参考にする。以下「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第9号を参考にする。以下「<u>回報書</u>」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、<u>別表9</u>を参考とする。</p> <p>イ 便潜血検査</p> <p>免疫便潜血検査2日法とする。</p> <p>(3) 指導区分</p> <p>大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。</p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票(別記様式第10号を参考にする。以下「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第11号を参考にする。以下「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第11号を参考にする。以下「<u>回報書</u>」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

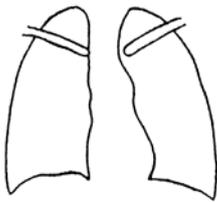
現 行	見 直 し 後 (案)
<p>7 総合がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。</p> <p>(2) 実施方法 2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。</p> <p>(3) 検診内容 2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。</p> <p>(4) その他 「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。</p> <p>二 実施手続きについて 特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。</p> <p>1 がん検診の実施機関について 市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。</p> <p>(1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。</p> <p>(2) <u>肺がん検診及び乳がん検診を実施する場合は、肺がん検診にあつては読影医師、乳がん検診にあつては担当医師が山形県生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、「管理指導協議会」という。）の肺がん部会及び乳がん部会に届出がなされていること。</u></p> <p>(3) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。</p> <p>2 実施計画の策定について がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。</p> <p>(1) 検診車による検診の場合</p> <p>ア 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第17号）を策定し、11月末日まで保健所長及び検診実施機関にそれぞれ1部提出する。</p> <p>イ 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協</p>	<p>7 総合がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する者を対象とし、<u>節目検診として実施する。</u></p> <p>(2) 実施方法 2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。</p> <p>(3) 検診内容 2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。</p> <p>(4) その他 「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。</p> <p>二 実施手続きについて 特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。</p> <p>1 がん検診の実施機関について 市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。</p> <p>(1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。</p> <p>(2) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。</p> <p>2 実施計画の策定について がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第12号）を策定し、11月末日まで検診実施機関に提出する。</p> <p>(2) 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協議</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>議のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。</p> <p>なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。</p> <p>ウ 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。</p> <p>(2) 施設による検診の場合</p> <p>市町村長は、検診実施機関と協議のうえ、検診実施計画を策定し保健所長に提出する。</p> <p>三 報告について</p> <p>1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表(別記様式第18号。以下、「成績表」という。)2部を保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめのうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長(以下、「県健康長寿推進課長」という)に提出するものとする。</p> <p>3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依頼する。</p>	<p>のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。</p> <p>なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。</p> <p>(3) 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、<u>必要に応じ</u>、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。</p> <p>三 報告について</p> <p>1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表(別記様式第13号。以下、「成績表」という。)2部を保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめのうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長(以下「県健康長寿推進課長」という)に提出するものとする。</p> <p>3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依頼する。</p>
<p style="text-align: center;">様 式 等 目 次</p> <p>特定健康診査判定基準 別紙1 . . . . . 10ページ</p> <p>心電図判定基準 (別紙) . . . . . 11</p> <p>眼底検査判定基準 (別紙) . . . . . 13</p> <p>胃がん検診問診項目 別表5 . . . . . 14</p> <p>胃がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第2号 . . . . . 15</p> <p>胃がん検診結果連絡票 様式第3号 . . . . . 16</p> <p>胃がん検診精密検査回報書 様式第4号 . . . . . 17</p> <p>子宮がん検診問診項目 別表6 . . . . . 18</p> <p>子宮がん検診結果の判定について 別表7 . . . . . 19</p> <p>子宮がん検診における細胞診判定区分 別表8 . . . . . 20</p> <p>子宮がん検診票 様式第5号 . . . . . 21</p> <p>子宮検診結果連絡票 様式第6号 . . . . . 22</p> <p>子宮がん検診精密検査回報書 様式第7号 . . . . . 23</p>	<p style="text-align: center;">様 式 等 目 次</p> <p>特定健康診査判定基準 別紙1 . . . . . 8ページ</p> <p>心電図判定基準 (別紙) . . . . . 9</p> <p>眼底検査判定基準 (別紙) . . . . . 11</p> <p>糖尿病・慢性腎臓病健診結果連絡票・回報書 様式第1号 . . . . . 12</p> <p>胃がん検診問診項目 別表1 . . . . . 13</p> <p>胃がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第2号 . . . . . 14</p> <p>胃がん検診結果連絡票・回報書 様式第3号 . . . . . 15</p> <p>子宮がん検診問診項目 別表2 . . . . . 16</p> <p>子宮がん検診結果の判定について 別表3 . . . . . 17</p> <p>子宮がん検診における細胞診判定区分 別表4 . . . . . 18</p> <p>子宮がん検診票 様式第4号 . . . . . 19</p> <p>子宮検診結果連絡票・回報書 様式第5号 . . . . . 20</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
肺がん検診質問項目 別表9 . . . . . 24	肺がん検診質問項目 別表5 . . . . . 21
肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表10 . . . 25	肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表6 . . . . 22
集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 別表11 . . . . 26	集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 別表7 . . . . . 23
肺がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第8号 . . . . . 27	肺がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第6号 . . . . . 24
肺がん検診結果連絡票 様式第9号 . . . . . 28	肺がん検診結果連絡票・回報書 様式第7号 . . . . . 25
肺がん検診精密検査回報書 様式第10号 . . . . . 29	
乳がん検診問診項目 別表12 . . . . . 30	乳がん検診問診項目 別表8 . . . . . 26
乳がん検診票 様式第11号 . . . . . 31	乳がん検診票 様式第8号 . . . . . 27
乳がん検診結果連絡票 様式第12号 . . . . . 33	乳がん検診結果連絡票・回報書 様式第9号 . . . . . 29
乳がん検診精密検査回報書 様式第13号 . . . . . 34	
大腸がん検診問診項目 別表13 . . . . . 35	大腸がん検診問診項目 別表9 . . . . . 30
大腸がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第14号 . . . . . 36	大腸がん検診結果報告書(受診者連名簿) 様式第10号 . . . . . 31
大腸がん検診結果連絡票 様式第15号 . . . . . 37	大腸がん検診結果連絡票・回報書 様式第11号 . . . . . 32
大腸がん精密検査回報書 様式第16号 . . . . . 38	
年間検診実施計画 様式第17号 . . . . . 39	年間検診実施計画 様式第12号 . . . . . 33
がん検診実施成績表 様式第18号 . . . . . 40	がん検診実施成績表 様式第13号 . . . . . 34
胃がん検診 別紙1 . . . . . 41	胃がん検診 別紙1 . . . . . 35
子宮がん検診 別紙2、3 . . . . . 42	子宮がん検診 別紙2、3 . . . . . 36
肺がん検診 別紙4、5 . . . . . 44	肺がん検診 別紙4、5 . . . . . 38
乳がん検診 別紙6 . . . . . 46	乳がん検診 別紙6 . . . . . 40
大腸がん検診 別紙7 . . . . . 47	大腸がん検診 別紙7 . . . . . 41

呼吸器検診結果連絡票	
検診受診日	平成 年 月 日
X線番号	
実施主体	
<b>検診結果</b>	
X線検査チェック部位	X線判定区分
	A, B, C D1, D2, D3, D4 E1, E2
<b>要望事項</b>	
<input type="checkbox"/> 肺腫瘍に対する精査(X線 E, 細胞診 D, E)	
<input type="checkbox"/> 肺結核に対する精査(X線 D1)	
<input type="checkbox"/> 他の肺疾患に対する精査(X線 D2)	
<input type="checkbox"/> 心疾患に対する精査(X線 D3)	
<input type="checkbox"/> その他(X線 D4 等)	
<input type="radio"/> 呼吸器検診の結果、精密検査の必要ありとされました。精密検査の実施と結果の回報をお願いします。	
<input type="radio"/> ご報告はできるだけ最終的な確定診断(組織学的診断等)を行った施設から提出して下さるようお願いします。	
<input type="radio"/> 集計表作成の都合上できるだけ検診次年度の5月末、間に合わない場合は11月末までにご報告をお願いします。	
第一次提出期限 検診次年度の 5月末 第二次提出期限 検診次年度の 11月末	
<input type="radio"/> X線 E 判定又は細胞診 D, E 判定で、(8b), (9) の患者は後日調査票の記載にご協力をお願いします。	
検診実施市町村 検診機関(名)	

※ 項目の追加は市町村・検診機関の自由とする。

注) 連絡票の交付に当たっては、受診者本人にその内容が知れないように留意するものとする。

(旧)

様式第10号

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>             -             <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">             医 医              名 療              師 機              名 関              住              称 所           </p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">             市              町              成村              人              病              予              防              担              当              係              殿           </p>	<p style="text-align: center;">(肺) 呼吸器検診精密検査結果回報書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">検診受診日</td> <td style="text-align: center;">平成</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 2px;">X線番号</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 2px;">実施主体</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">判定区分(X線, 細胞診)</td> <td style="text-align: center;">D,</td> <td style="text-align: center;">E</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;"><b>精検確定結果</b>(精検受診日 平成 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/> 精検完了者で(著変なし)</p> <p><input type="checkbox"/> 精検完了者で(他の肺疾患) (診断名: )</p> <p><input type="checkbox"/> 原発性肺癌(組織診・細胞診) 確定患者(8b) 組織型 (扁平, 腺, 小細胞, 大細胞, その他, 不明 )</p> <p><input type="checkbox"/> その他の悪性新生物(転移性肺腫瘍等) 患者(8c) (診断名: )</p> <p><input type="checkbox"/> その他の新生物(良性腫瘍等) 患者(8d) (診断名: )</p> <p><input type="checkbox"/> 治療を要する肺結核患者(8e)</p> <p><input type="checkbox"/> 肺癌疑診患者(組織学的診断に至らないもの)(9)</p> <p><input type="checkbox"/> 不明(精検完了できず)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"><b>備考欄</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>医療機関名</p> <p style="margin-top: 20px;">担当医師名</p> </div>	検診受診日	平成	年	月	日	X線番号					実施主体					判定区分(X線, 細胞診)		D,	E	
検診受診日	平成	年	月	日																	
X線番号																					
実施主体																					
判定区分(X線, 細胞診)		D,	E																		

※ 項目の追加は市町村・検診機関の自由とする。

(新)

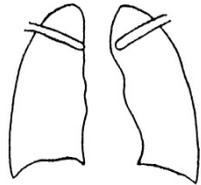
様式第7号

呼吸器検診結果連絡票

検診受診日	年 月 日
X線番号	
実施主体	

検診結果

X線検査チェック部位



X線判定区分

A, B, C  
 D1, D2, D3, D4  
 E1, E2

細胞診判定区分

D, E

要望事項

- 肺腫瘍に対する精査(X線 E, 細胞診 D, E)
- 肺結核に対する精査(X線 D1)
- 他の肺疾患に対する精査(X線 D2)
- 心疾患に対する精査(X線 D3)
- その他(X線 D4 等)

- 呼吸器検診の結果、精密検査の必要ありとされました。精密検査の実施と結果の回報をお願いします。
- ご報告はできるだけ最終的な確定診断(組織学的診断等)を行った施設から提出して下さるようお願いします。
- 集計表作成の都合上できるだけ検診次年度の5月末、間に合わない場合は11月末までにご報告をお願いします。  
 第一次提出期限 検診次年度の 5月末  
 第二次提出期限 検診次年度の 11月末
- X線 E 判定又は細胞診 D, E 判定で、(8b), (9)の患者は後日調査票の記載にご協力をお願いします。

※ 項目の追加は市町村・検診機関の自由とする。

呼吸器検診精密検査回報書

検診受診日	年 月 日
X線番号	
実施主体	
判定区分 (X線・細胞診)	D, E

精検確定検査 (精検受診日 年 月 日)

- 精検完了者で (著変なし)
- 精検完了者で (他の肺疾患)  
(診断名: )
- 原発性肺癌 (組織診・細胞診) 確定患者 (8b)  
組織型 (扁平、腺、小細胞、大細胞、その他、不明 )
- その他の悪性新生物 (転移性肺腫瘍等) 患者 (8c)  
(診断名: )
- その他の新生物 (良性腫瘍等) 患者 (8d)  
(診断名: )
- 治療を要する肺結核患者 (8e)
- 肺癌疑診患者 (組織学的診断に至らないもの (9))
- 不明 (精検完了できず)

備考欄

医療機関名  
 担当医師名

山形県生活習慣病検診等管理指導協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 がん、心臓病や脳卒中等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うため、山形県生活習慣病検診等管理指導協議会(以下「協議会」という。)を設置・運営する。

(組織)

第2条 協議会に、循環器疾患等部会、消化器(胃がん・大腸がん)部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及びがん登録委員会(以下「各部会」という。)を置く。

2 各部会の連絡・調整を図るため、全体会を置く。

(委員)

第3条 協議会の委員は、各部会にあつては8名以内とし、知事が任命または委嘱する。

2 各部会の部会長は、全体会の委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会役員)

第5条 各部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 各部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 各部会は、関係者から意見を聴取することができる。

(全体会)

第7条 全体会の役員及び会議について、第5条及び第6条の規定を準用する場合において、「各部会」を「全体会」に、「部会長」を「会長」に、「副部会長」を「副会長」に読み替えるものとする。

(各部会の構成及び運営)

第8条 各部会の構成及び運営は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」(改正：平成20年3月31日付け、健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知)に規定するとおりとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、山形県健康福祉部健康長寿推進課で処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の設置・運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則 平成10年 7月 1日 施行

平成18年 4月18日 一部改正

平成20年 5月22日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正



健総発第0331012号  
平成20年3月31日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省  
健康局総務課長

### 健康診査管理指導等事業実施のための指針について

平成18年の医療制度改革において、老人保健法（昭和57年法律第80号）が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診・保健指導」という。）の実施が義務付けられた。

これに伴い、従来の基本健康診査を中心とする老人保健事業のうち、特定健診・保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、引き続き市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施することとされた。

また、平成10年度に一般財源化された際、老人保健法に基づかない事業と整理されたがん検診についても、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業と位置付け、引き続き市町村において実施することとしている。

上記に伴い、生活習慣病検診等管理指導協議会の設置及び運営、生活習慣病検診従事者指導講習会の開催、生活習慣病登録・評価事業、地域・職域連携推進協議会の設置及び運営等については、事業の重要性等にかんがみ、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」を別添のとおり定めたので、平成20年度以降における本事業の実施に際し参考とされたく特段の御配慮をお願いする。

別 添

## 健康診査管理指導等事業実施のための指針

### 第1 事業の目的

心臓病、脳卒中等の生活習慣病予防対策として保健事業等が広く実施されているが、このうち健康診査については、精度管理の面から要精検率や疾病発見率等の把握が重要であるほか、健康診査に従事する者の資質の向上、細胞検査士の養成が必要である。

また、地域保健サービスとしての保健事業の効率的な実施のための職域保健サービスとの連携の必要性が高まってきている。

このため、がん、脳卒中等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質の向上や細胞検査士の養成を行うほか、保健指導に当たる市町村保健師等の研修を行い、また、職域保健サービス提供主体との協議の場を設けて相互の連携の強化を図り、もって保健事業等がより効果的、効率的に実施されることを目的とする。

### 第2 事業の実施主体

都道府県とする。

### 第3 生活習慣病検診等管理指導協議会の設置及び運営

#### 1 趣旨

都道府県は、がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うために、生活習慣病検診等管理指導協議会を設置・運営するものである。

#### 2 組織

生活習慣病検診等管理指導協議会は、循環器疾患等部会、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、大腸がん部会及び生活習慣病登録・評価等部会の7部会で構成するものとする。

(中 略)

オ 検診実施機関（細胞診検査センターを含む。）における細胞診検査の精度の向上を図るため、検体の抜取り調査等により判定結果を評価し、並びに検体の処理数及び保存状況等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討し、検診実施機関に対する指導又は助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町村に対し行う。また、これらの業務を適切に行うため、市町村、検診実施機関等と連携し、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を参考とするなどして、事業評価を実施するとともに、必要に応じて検診実施機関の現地調査を行う。

カ その他子宮がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

キ アからカまでの検討結果については、市町村及び検診実施機関等に対し説明会や個別指導等を通じて周知を図り、それぞれの事業改善を求める。また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、検討結果（個別の市町村の状況を含む。）をホームページに掲載する等の方法により公表する。

ク アからカまでの検討及び調査の際には、報告書を参照する。

---

## 6 肺がん部会

### (1) 部会の構成

肺がん部会は、保健所、医師会、日本肺癌学会及び日本臨床細胞学会等に所属する学識経験者、診療放射線技師等「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する定期の健康診断等にかかわる専門家によって構成するものとする。

### (2) 部会の運営

肺がん部会は、次の事項について審議し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

ア 市町村において実施した肺がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、エックス線検査受診者中の高危険群所属率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から肺がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の肺がん検診の実施方法等について検討する。

・ 各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、都道府

県全体としての肺がん検診の事業評価を行う。

- ・ 各指標について市町村ごとの検討を行い、各市町村間、都道府県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。
- ・ 各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果肺がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法により、その検診受診歴、病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町村や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合等には、報告書の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするように努める。

エ 市町村における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

オ 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、エックス線写真の良否、判定の結果、読影の体制等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討する。また、検診実施機関（細胞診検査センターを含む。）における細胞診検査の精度の向上を図るため、検体の抜き取り調査等により判定結果を評価し、並びに検体の処理数及び保存状況等について評価し、今後における精度管理の在り方について検討する。

上記の検討結果を踏まえ、検診実施機関に対する指導又は助言を行うとともに、精度管理上の問題が認められるにもかかわらず、改善のための措置をとらない検診実施機関については、検診を委託することが適切でない旨の情報提供を市町村に対し行う。

また、これらの業務を適切に行うため、名簿等の作成により読影医師の把握に努めるとともに、市町村、検診実施機関等と連携し、報告書の「肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を参考とするなどして、事業評価を実施するほか、必要に応じて検診実施機関の現地調査を行う。

カ その他肺がん検診の精度の維持・向上のために必要な事項を検討する。

キ アからカまでの検討結果については、市町村及び検診実施機関等に

対し説明会や個別指導等を通じて周知を図り、それぞれの事業改善を求める。また、住民が自ら受けるがん検診の質を判断できるよう、検討結果（個別の市町村の状況を含む。）をホームページに掲載する等の方法により公表する。

ク アからカまでの検討及び調査の際には、報告書を参照する。

## 7 乳がん部会

### (1) 部会の構成

乳がん部会は、保健所、医師会及び日本乳癌検診学会等に所属する学識経験者等乳がん検診にかかわる専門家によって構成するものとする。

### (2) 部会の運営

乳がん部会は、次の事項について審議し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

ア 市町村において実施した乳がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度及びがん発見率等の指標を把握し、以下の検証を行うことにより、広域的見地から乳がん検診の事業評価を行い、地域医師会、検診実施機関、精密検査機関等関係者に対する指導又は助言を行う。また、その効果や効率を評価し、今後の乳がん検診の実施方法等について検討する。

- ・ 各指標について全国数値との比較を行う等の方法により、都道府県全体としての乳がん検診の事業評価を行う。
- ・ 各指標について市町村ごとの検討を行い、各市町村間、都道府県及び全国における数値との比較において大きなばらつきがないか検証する。
- ・ 各指標について検診実施機関の間で大きなばらつきがないか検証する。

イ 特に、精密検査の結果乳がんと診断された症例については、検討会を設ける等の方法により、その検診受診歴、病期、治療の状況等を検討し、検診の効果や効率を評価する。

ウ 各指標について、市町村や検診実施機関の間で大きなばらつきがある場合等には、報告書の「がん検診の事業評価における主要指標について」等を参考として、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異によるものかなど、問題の所在を明らかにするように努める。

エ 市町村における精密検査の未受診者に対する受診指導について、その実施手法、実施間隔等を把握し、精検受診率を向上させるための具

## がん検診事業評価指標値の設定及び活用方法について

### ① 数値設定する項目

- ・ 精検受診率:  $\text{精検受診者数} (= \text{要精検者} - \text{未把握者} - \text{未受診者}) / \text{要精検者数} * 100$  <sup>注)</sup>
- ・ 未把握率:  $\text{未把握者数} / \text{要精検者数} * 100$  <sup>注)</sup>
- ・ 精検未受診率:  $\text{精検未受診者数} / \text{要精検者数} * 100$  <sup>注)</sup>
- ・ (未受診+未把握)率:  $(\text{未把握者} + \text{未受診者}) / \text{要精検者数} * 100$  <sup>注)</sup>  
<sup>注)</sup> 精検受診、未把握、未受診の定義は別途「定義」を参照
- ・ 要精検率:  $\text{要精検者数} / \text{受診者数} * 100$
- ・ がん発見率:  $\text{がんであった者} / \text{受診者数} * 100$
- ・ 陽性反応適中度 (PPV):  $\text{がんであった者} / \text{要精検者数} * 100$

### ② 許容値、目標値の設定

- ・ 上記①より設定した「最低限の基準としての許容値設定」が主体ではあるが、全ての県が目標とすべき値として精度管理の優良な地域の値を参考に「目標値」も設定する。
- ・ 今回、目標値は、優先して改善すべき項目であり、かつ設定上限が明らかな精検受診率、未把握率、未受診率、(未把握+未受診)において設定する。

### ③ 数値設定方法及びその根拠

- ・ 今回提示する数値設定方法は、各指標の都道府県の分布を基にベンチマーキングした一時的な設定方法である。数値設定は、最終的には無作為化比較対照試験などに基づく死亡率減少に結びつく一定の根拠が必要であるが、それを含め数値設定の方法については今後の課題として検討していく。
- ・ 許容値は、現在の老人保健事業報告データによる精度管理の優良な地域 70 パーセント（優良なもの上位 70%）の下限（指標によっては上限）の値を参考に設定した。優良地域群のパーセンタイル設定は、各指標値の都道府県別の分布、特に重要な精検受診率で 70 パーセントに外れ値が多く見られることより、分かりやすく全指標に共通して 70 パーセントとした。
- ・ 目標値は、現在の老人保健事業報告データによる精度管理の優良な地域 10%（優良なもの上位 10%）の平均値を参考に設定する。

### ④ 数値設定の対象となる年齢層の設定

- ・ 数値設定の対象となる年齢は、本来はより絞り込んだ年齢層が望ましいが、各がんにより重点となる年齢層が異なるため今回は分かりやすさを考慮し、各がん共通で 40 歳から 74 歳まで（子宮頸がんのみ 20 歳から 74 歳）とする。
- ・ 上限については、がん対策基本計画の個別目標である「がんの年齢調整死亡率（75 歳未満）の 20%減少」に対応し設定する。

⑤ 数値設定の対象となる検診

- ・ 今回提案する数値指標は対策型検診（集団、個別共に）を対象とする。また、有効性のある検査法による検診（下記の検診法）のみが対象である。

乳がん：視触診とマンモグラフィの併用

子宮頸がん：細胞診

大腸がん：便潜血検査

胃がん：胃X線

肺がん：胸部X線と喀痰検査（高危険群のみ）の併用

各がん検診に関する事業評価指標とそれぞれの許容値及び目標値(案)

		乳がん	子宮がん	大腸がん	胃がん	肺がん
精検受診率	許容値	80%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上
	目標値	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
未把握率	許容値	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下
	目標値	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下
精検未受診率	許容値	10%以下	20%以下	20%以下	20%以下	20%以下
	目標値	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下	5%以下
精検未受診・未把握率	許容値	20%以下	30%以下	30%以下	30%以下	20%以下
	目標値	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下
要精検率（許容値）		11.0%以下 <sup>(※)</sup>	1.4%以下	7.0%以下	11.0%以下	3.0%以下
がん発見率（許容値）		0.23%以上 <sup>(※)</sup>	0.05%以上	0.13%以上	0.11%以上	0.03%以上
陽性反応適中度（許容値）		2.5%以上 <sup>(※)</sup>	4.0%以上	1.9%以上	1.0%以上	1.3%以上

(※)乳がん検診の要精検率、がん発見率及び陽性反応適中度については、参考値とする（算出対象の平成17年度データはマンモグラフィ検診が本格実施された最初の年のものであり、初回受診者の割合が著しく高いことに影響され、過大評価されている可能性が高いため）。

⑥ 数値指標の具体的な活用方法

- ・ 今回提示する数値指標は主として都道府県に対するものであり、その主たる目的は精度管理の不十分な地域の改善である。
- ・ 自治体においては、今回示した許容値・目標値と自らの自治体における精度管理指標をとの関係を確認し、他自治体と比べて偏った位置にいたのであれば、現在の検診に何かしら要因が存在しないかなどにつき、検討するきっかけとして扱うのが妥当と考えられる。
- ・ 具体的には、都道府県においては以下のような活用方法が想定される。
  - ・ 各指標について今回示した数値指標との比較を行う等の方法により、都道府県全体としてのがん検診の事業評価を行う。
  - ・ 各指標について市町村毎、検診実施機関毎の検討を行い、指標値との大きな乖離がないか検証する。ただし、本項で示した暫定指標値は一定以上の人口規模を有する都道府県単位で使用されることを想定したものであり、検診実施機関は勿論、市町村毎の指標値も都道府県の指標値に比べ、信頼度はごく低いので注意を要する。とくにがん発見率については判断はできない。
  - ・ 一方、精検受診率やその結果の未把握率・未受診率は検診機関においてもそれぞれ100%と0%に近いほど良いので個々の機関や市町村で重視すべきである。

- ・ 各指標について、市町村や検診実施機関において大きな乖離が生じている場合等には、がん検診に関する検討会においてとりまとめられた「がん検診の事業評価における主要指標について」（注：本報告書別添4）等を参考にして、検診実施機関の精度管理上の問題か、がん検診の対象集団の特性の差異（年齢構成が異なる場合や検診受診歴が異なる場合等）によるものかなど、問題の所在を明らかにするよう努める。
- ・ なお、本指標を用いた評価を実施するにあたり、がん発見率には精検受診率も大きな影響を及ぼしうるなど、各指標は密接にかかわっているため、要精検率など一つの指標で評価するのではなく、がん発見率、要精検率や陽性反応的中度を組み合わせながら総合的な評価を行っていくことが適当。
- ・ 今回の数値指標は現段階における一時的な設定値であり、今後の精度管理状況の変化を踏まえて項目の追加や設定方法の見直しを含め適宜更新されるべきものである。

注) 精検受診、未把握、精検未受診の定義

- 精検受診：精検機関より精検結果の報告があったもの。  
もしくは、受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）申告したもの。
- 未把握：精検受診の有無が分からないもの。  
及び（精検受診したとしても）精検結果が正確に分からないもの全て。  
（すなわち、上記の精検受診、未受診以外のもの全て）
- 精検未受診：要精検者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの。  
（受診者本人の申告及び精検機関で受診の事実が確認されないもの）及び精検として不適切な検査が行なわれたもの。\*)  
\*精検として不適切な検査とは以下の2つである。
  - ・ 大腸がん検診における便潜血検査の再検
  - ・ 肺がん検診における喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診の再検

健発0204第13号  
平成28年2月4日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方願いする。

## がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)

(平成25年3月28日一部改正)

(平成26年6月25日一部改正)

(平成28年2月4日一部改正)

### 第1 目的

この指針は、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん予防重点健康教育及びがん検診の実施に関し必要な事項を定め、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的とする。

### 第2 がん予防重点健康教育

#### 1 種類

がん予防重点健康教育の種類は、次のとおりとする。

- (1) 胃がん予防健康教育
- (2) 子宮頸がん及び子宮体がん予防健康教育
- (3) 肺がん予防健康教育
- (4) 乳がん予防健康教育
- (5) 大腸がん予防健康教育

#### 2 実施内容

がん予防重点健康教育は、がん検診を受診することの重要性に加え、おおむね次に掲げる事項に関し実施する。

なお、次に掲げる事項以外の事項については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」（平成20年3月31日付け健発第0331026号厚生労働省健康局長通知）の別添「健康増進事業実施要領」（以下「健康増進事業実施要領」という。）の第2の3等に準ずる。

- (1) 胃がんに関する正しい知識並びに胃がんと食生活、喫煙、ヘリコバクター・ピロリの感染等との関係の理解等について
- (2) 子宮頸がん及び子宮体がんに関する正しい知識及び子宮頸がんヒトパピローマウイルスへの感染との関係の理解等について
- (3) 肺がんに関する正しい知識及び肺がんと喫煙との関係の理解等について
- (4) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己触診の方法等について
- (5) 大腸がんに関する正しい知識及び大腸がんと食生活等との関係の理解等につ

いて

### 3 実施に当たっての留意事項

(1) 胃がん予防健康教育を実施する場合は、胃がんの予防においては、食生活の改善、禁煙、ヘリコバクター・ピロリの除菌等の一次予防と二次予防（検診）とが共に重要な役割を担うことから、胃がん検診と緊密な連携が確保された実施体制を整備するなど、その効率的・効果的な実施に配慮する。

(2) 子宮頸がん及び子宮体がん予防健康教育を実施する場合は、子宮頸がんの多くに性感染症の病原体の一つであるヒトパピローマウイルスが関与していることを踏まえ、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図るなど、その効率的・効果的な実施に配慮する。

なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等子宮体がんのハイリスク者と考えられる者については、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正性器出血等の臨床症状を認めた場合には、速やかに専門医療機関を受診するよう指導すること。

(3) 肺がん予防健康教育を実施する場合は、肺がん検診の実施会場において同時に実施するなど、他の事業との連携や対象者の利便性に配慮する。

(4) 乳がん予防健康教育を実施する場合は、我が国において40歳代の女性に罹患率が高い状況を踏まえ、働く女性に対する健康教育を実施する産業保健とも緊密な連携が確保された実施体制を整備するなど、その効率的・効果的な実施に配慮する。

なお、30歳代の女性については、この指針に規定する乳がん検診の対象とはならないものの、罹患率が上昇傾向にあることを踏まえ、自己触診の重要性及び異常がある場合の専門医療機関への早期受診等に関する指導を行うこと。

(5) 大腸がん予防健康教育を実施する場合は、大腸がんの予防においては、食生活の改善等の一次予防と二次予防（検診）とが共に重要な役割を担うことから、大腸がん検診と緊密な連携が確保された実施体制を整備するなど、その効率的・効果的な実施に配慮する。

## 第3 がん検診

### 1 総則

#### (1) 種類

がん検診の種類は、次に掲げる検診（当該検診に基づく受診指導を含む。）とする。

- ① 胃がん検診
- ② 子宮頸がん検診
- ③ 肺がん検診

- ④ 乳がん検診
- ⑤ 大腸がん検診
- ⑥ 総合がん検診

## (2) 実施体制

がん検診の実施体制は、次のとおりとする。

- ① がん検診に習熟した検診担当医及び検診担当臨床検査技師等が確保されていること。
- ② 2から7までに規定する検診項目、結果の通知、記録の整備及び事業評価が実施されていること。
- ③ 都道府県に、「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健総発0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）の別添「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（以下「健康診査管理指導等事業実施のための指針」という。）に基づき、生活習慣病検診等管理指導協議会が設置され、同協議会の下に、がんに関する部会（胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会及び大腸がん部会をいう。以下「各部会」という。）が設置されていること。
- ④ 各部会において、この指針及び「健康診査管理指導等事業実施のための指針」に基づくがん検診の評価、指導等が実施されていること。
- ⑤ その他精度管理に関する事項が適切に実施されていること。

## (3) 対象者

- ① 胃がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。
- ② 子宮頸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。
- ③ 肺がん検診及び大腸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
- ④ 乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。
- ⑤ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。

## (4) 実施回数

- ① がん検診は、原則として同一人について年1回行う。ただし、胃がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、原則として同一人について2年に1回行う。なお、胃がん検診については、当分の間、胃部エックス線検査を年1回実施しても差し支えない。

前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、2年に1回行うがん検診についても、受診機会を必ず毎年度設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定する。

$$\text{受診率} = \left( (\text{前年度の受診者数}) + (\text{当該年度の受診者数}) - (\text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数}) \right) \div (\text{当該年度の対象者数} \times 100)$$

\*対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

- ② 総合がん検診を行った者に関しては、1年に1回行うがん検診については当該年度において、2年に1回行うがん検診については当該年度及び次年度において、その実施を要しないものとする。

#### (5) 受診指導

##### ① 目的

受診指導は、がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、精密検査の重要性を説明した上で、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。

##### ② 対象者

がん検診の結果「要精検」と判定された者

##### ③ 実施内容

###### ア 指導内容

がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。

###### イ 結果等の把握

医療機関との連携の下、受診の結果等について把握する。特に、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合、検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めること。また、市町村は、その結果を報告するよう求めること。

なお、個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）を参照すること。

##### ④ 記録の整備

受診の有無、受診指導及び当該受診指導後の受診状況の記録は、がん検診の記録と合わせて台帳を作成・管理するなど、継続的な受診指導等に役立てる。

#### ⑤ その他

各部会は、市町村における受診指導の実施状況について把握し、広域的な見地から精検受診率を向上させるための具体的な改善策を検討する。

### (6) 事業評価

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要である。がん検診における事業評価については、平成20年3月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」がとりまとめた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（以下「報告書」という。）において、その基本的な考え方を示しているところである。

報告書において、がん検診の事業評価は、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底し、結果として死亡率減少を目指すことが適当とされた。この「技術・体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」が示され、「プロセス指標」として、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の許容値が示された。

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に置き換えることとする。

## 2 胃がん検診

### (1) 検診項目及び各検診項目における留意点

胃がん検診の検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとする。

#### ① 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

#### ② 胃部エックス線検査

## (6) その他

問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸がん検診と併せて引き続き、別紙の3（1）を参考に子宮体部の細胞診を行う。

## 4 肺がん検診

### (1) 検診項目及び各検診項目における留意点

肺がん検診の検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、①の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問の結果、別紙の1（1）①に定める対象者に該当することが判明した者に対し行う。

#### ① 質問

質問に当たっては、喫煙歴、職歴、血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

#### ② 胸部エックス線検査

ア 65歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。

イ 65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等において撮影された肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用い読影する。

ウ 胸部エックス線写真については、2名以上の医師（このうち1名は、十分な経験を有すること。）が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

#### ③ 喀痰細胞診

ア 質問の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、別紙の1（1）②に定めるとおり、喀痰を採取及び処理する。

イ 採取した喀痰（細胞）は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

ウ 検体の顕微鏡検査については、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関が行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

また、同一検体から作成された2枚以上のスライドについては、2名以上の技師がスクリーニングする。

エ 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に通知する。

## (2) 結果の通知

検診の結果については、医師が総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を附し、市町村ないし検診実施機関等から受診者に速やかに通知する。

## (3) 記録の整備

検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、画像の読影の結果、喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

## (4) 事業評価

肺がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、チェックリスト（市町村用）を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、肺がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、肺がん部会において、地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト（都道府県用）を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト（市町村用）の結果を踏まえ、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

## (5) 検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診等の精度管理に努める。

② 検診実施機関は、肺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。

↑  
対策の推進を図るよう努める。

## 5 乳がん検診

### (1) 検診項目及び各検診項目における留意点

乳がん検診の検診項目は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）とする。

なお、視診及び触診（以下「視触診」という。）は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。

#### ① 問診

問診に当たっては、現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

#### ② 乳房エックス線検査

ア 別紙の2(1)②アに規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。

イ 40歳以上50歳未満の対象者については、アの内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影も併せて行う。

ウ 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影（このうち1名は、十分な経験を有する医師であること。）により行う。

### (2) 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

### (3) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、画像の読影の結果（視触診を実施した場合は、視触診の結果を含む）、精密検査の必要性の有無等を記録する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

### (4) 事業評価

乳がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、チェックリスト（市町村用）を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、乳がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、乳がん部会において、地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト（都道府県用）を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地

## 別 紙

### がん検診等実施上の留意事項

#### 1 肺がん検診

##### (1) 喀痰細胞診の実施

###### ① 対象者

喀痰細胞診の対象者は、質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上であることが判明した者（過去における喫煙者を含む。）とする。

###### ② 喀痰の採取及び処理の方法

ア 質問の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

イ 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

ウ 採取した喀痰（細胞）の処理方法は、次のとおりとする。

（ア）ホモジナイズ法、粘液融解法又は直接塗抹法により、2枚以上のスライドグラスに擦り合わせ式で塗抹する。また、塗抹面積は、スライドグラス面の3分の2程度とする。

（イ）直接塗抹法においては、粘血部、灰白色部等数箇所からピックアップし、擦り合わせ式で塗抹する。

（ウ）パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

###### ③ 判定

喀痰細胞診の結果の判定は、「肺癌集団検診の手びき」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分」によって行う。

##### (2) 胸部エックス線検査に用いる適格な写真

胸部エックス線検査に用いる肺がん検診に適格な胸部エックス線写真は、肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度をもち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次により撮影されたものとする。

① 間接撮影であって、100mmミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いた、120kV以上の管電圧による撮影

② 間接撮影であって、定格出力125kVの撮影装置を用い、縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため110kV以上の管電圧及び希土類（グラデー

ション型) 蛍光板を用いた撮影

- ③ 直接撮影であって、被験者—管球間の距離を1.5 m以上とし、定格出力150 kV以上の撮影装置を用い、原則として120 kV（やむを得ない場合は100～120 kVでも可）の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙及びオルソタイプフィルム）を用いた撮影

### (3) 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、それぞれの読影結果に基づき比較読影する。その方法は、次のとおりとする。

#### ① 二重読影

2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影することとするが、このうち1名は、十分な経験を有する者とする。読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手びき」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行う。

#### ② 比較読影

ア 二重読影の結果、「肺癌集団検診の手びき」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」の「d」及び「e」に該当するものについては、比較読影を行う。

イ 比較読影は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影するものであり、地域の実情に応じて次のいずれかの方法により行う。

(ア) 読影委員会等を設置して比較読影を行う方法

(イ) 二重読影を行った医師がそれぞれ比較読影を行う方法

(ウ) 二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が比較読影を行う方法

ウ 読影結果の判定は、「肺癌集団検診の手びき」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「肺癌検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」によって行う。

### (4) 指導区分等

- ① 指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行う。

ア 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

イ 「精検不要」と区分された者

翌年の検診の受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。

なお、指導区分の決定及び精度管理等については、「肺癌集団検診の手びき」（日本肺癌学会集団検診委員会編）等を参考とすること。

また、胸部エックス線写真の読影の結果、結核等肺がん以外の疾患が考えられる者については、受診者に適切な指導を行うとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2第3項に規定す

る定期の健康診断等の実施者又は医療機関に連絡する等の体制を整備すること。

- ② 精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人票を作成し、組織型、臨床病期及び治療の状況（切除の有無を含む。）等について記録する。  
また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

#### (5) 肺がん検診に用いる胸部エックス線写真

65歳以上の対象者については、次の点に留意する。

- ① 胸部エックス線写真は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の6に規定する定期の健康診断に関する記録に準じ、結核健診の実施者において保存し、肺がん検診の実施者から一時的利用の依頼があった場合には、迅速かつ円滑に応じられるよう、その管理体制を整備すること。
- ② 結核健診の実施者が結核健診を他の機関に委託して行う場合は、委託契約の締結に際して、胸部エックス線写真の保存及び肺がん検診の実施者からの一時的利用の依頼に対する便宜の供与等に支障の生じないよう所要の配慮をすること。
- ③ 肺がん検診の実施者は、結核健診において撮影された胸部エックス線写真を用いて肺がん検診を行うことを肺がん検診の受診者に周知せしめるとともに、利用する胸部エックス線写真を損傷しないよう十分な注意をもって取り扱い、利用後は速やかに返却すること。

なお、胸部エックス線写真の利用に伴う胸部エックス線写真及び関連する記録の検索並びに運搬に係る費用については、肺がん検診の実施者において負担すること。

## 2 乳がん検診

### (1) 乳がん検診の実施

#### ① 乳がん検診の実施方式

乳がん検診の実施方法を定めるに当たっては、受診者の利便性に配慮するとともに、検診の結果を速やかに受診者に通知するなど、検診の円滑かつ適切な実施に支障をきたすことのないよう努める。

視触診は推奨しないが、仮に視触診を実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施する。

#### ② 乳房エックス線検査の留意点

##### ア 実施機関の基準

乳房エックス線撮影の実施機関は、当該検査を実施するに適格な撮影装置（原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも